

川西市の介護保険料(令和3年度～令和5年度)

保険料の賦課期日は、年度の初日(4月1日)です。ただし、年度の途中で65歳になられたり、転入された人は、介護保険資格の取得日が賦課期日になります。
 保険料は「基準額」をもとに所得によって分かります。

$$\text{年間保険料} = (\text{基準額}) \times (\text{負担率})$$

(保険料単位:円)

所得段階	対象となる方		基準額	負担率	年間保険料	月額保険料	
第1段階	本人が 市民税非課税	世帯全員が ●生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者 ●前年の課税年金収入金額 +年金以外の合計所得金額が80万円以下の方	年額 62,400円	0.300	18,720	1,560	
第2段階				前年の課税年金収入金額+年金以外の合計所得金額が80万円を超え120万円以下の方	0.500	31,200	2,600
第3段階				前年の課税年金収入金額+年金以外の合計所得金額が120万円を超える方	0.700	43,680	3,640
第4段階		課税者に いる市民税		前年の課税年金収入金額+年金以外の合計所得金額が80万円以下の方	0.875	54,600	4,550
第5段階				前年の課税年金収入金額+年金以外の合計所得金額が80万円を超える方	1.000	62,400	5,200
第6段階	本人が 市民税課税	前年の合計所得金額が125万円未満の方		1.200	74,880	6,240	
第7段階		前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方		1.300	81,120	6,760	
第8段階		前年の合計所得金額が200万円以上290万円未満の方		1.500	93,600	7,800	
第9段階		前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の方		1.700	106,080	8,840	
第10段階		前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方		1.800	112,320	9,360	
第11段階		前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方		1.900	118,560	9,880	
第12段階		前年の合計所得金額が600万円以上1,000万円未満の方		2.000	124,800	10,400	
第13段階		前年の合計所得金額が1,000万円以上の方		2.100	131,040	10,920	

市民税非課税 市民税の所得割および均等割とも課税されていないことをいいます。

世帯 住民票の世帯です。

老齢福祉年金 明治44年4月1日以前に生まれた人に支給される特例的な年金です。老齢基礎年金や老齢厚生年金などとは異なります。

課税年金収入金額 国民年金法、厚生年金法、公務員などの共済組合法などの規定による年金額をいいます。ただし、障害年金、遺族年金など非課税年金は含まれません。

・介護保険料の算定における「合計所得金額」とは

地方税法上の合計所得金額(収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。繰越損失がある場合には繰越控除前の金額をいいます。)から土地建物等の譲渡所得がある場合には長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した後の金額です。

また、令和3年度から令和5年度までの介護保険料算定の特例として、令和3年度から適用される税制改正(給与所得控除・公的年金等控除の見直し)の影響により合計所得金額が増額する場合は、税制改正前の計算方法で求めた合計所得金額と同額となるよう以下の控除を行います。

- ・第1～5段階 : 合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除
- ・第6段階以降 : 合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、その合計金額から10万円を控除

※合計所得金額がマイナスの場合は、「0円」として計算します。